

副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会

《第3回議事録》

■日 時：令和8年7月17日(金) 16:00 ～ 17:56

■場 所：大阪府庁本館1階 大阪府議会 第1委員会室

■出席者：杉江友介会長、置田浩之委員、河崎大樹委員、紀田馨委員、徳村さとり委員、
(名簿順) 西野弘一委員、吉村洋文委員、梅園周委員、高山美佳委員、たけち博幸委員、
東貴之委員、藤田あきら委員、横山英幸委員

(杉江会長)

それでは定刻となりましたので、第3回副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会を開催いたします。まず、定足数の確認ですが、協議会規約第6条第3項の会議の定足数を満たす委員にご出席いただいておりますので、会議が成立していますことをご報告いたします。

また、この協議会はインターネット配信を行っておりますので、委員のご発言については挙手していただき、会長の私が指名してからマイクを通してご発言いただくようによりしくお願いをいたします。

それでは議事に入らせていただきます。本日は前回の協議を踏まえ、「特別区の区数のあり方」について協議をしたいと思います。事務局に資料を用意していただいておりますので、まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

(事務局：西島副首都推進局長)

事務局の西島でございます。それでは、お手元の資料1の方、ご説明をさせていただきます。本日は区数の検討について、議論用の資料ということをご用意させていただいております。

1ページにまいりまして、本日の協議会では現在の24行政区及び区数パターン3つに関する基礎データと、区数パターンごとの状況のシミュレーションを活用して区数の在り方につきましてご協議いただきたいと考えてございます。従いまして、資料のほうは大きく基礎データのところと区数のシミュレーションということになってございます。まず、基礎データのほうをご説明させていただきます。

3ページをご覧ください。まず今回の区数パターンもございますので、前提といたしましてイメージを持っていただくために少し整理をさせていただきます。区数を4区、8区、24区とした場合に、イメージとしましては、4区は2回目の協定書と同じで、1区当たりの人口が大体70万人ぐらい。8区については中核市規模ということで約35万人。24区は現在の行政区の平均でいきますと11万7,000人余りと、参考としまして東京都の特別区は平均43万人。中核市も平均35万人。政令指定都市全体で平均138万人という人口規模となっております。

4 ページにまいりまして、過去の協定書におきます区割りの考え方を改めて載せさせていただきます。この中で観点といたしまして、人口規模とか集積性、それから地域性、移動手段とか、あと鉄道網とか商業集積とかですね、防災上の観点というようなことがこの中で示されておりまして、今回はそれに近いデータのほうをご用意させていただいたということでございます。

5 ページをご覧ください。区数ごとの平均と他の都市の平均との比較をここでさせていただきます。まず面積につきましては4 区の場合と大体府内の中核市ぐらいが大体面積的に近いと、8 区と上の東京都特別区が近い面積ぐらいになってございます。総人口につきましては4 区がその上の 100 万人以下の政令市と大体同じに近い規模と、8 区につきましては府内の中核市と同等の規模となつてございます。それは将来人口につきましても同じような傾向ですけれども、大阪市のほうが人口減少の割合が少ないということで、やや差は縮まっていたり、8 区のほうでは府内中核市より多いという状況でございます。それから人口増減率につきましては、東京都特別区以外は同じような感じで減少が見込まれています。世帯数につきましては、その上の先ほど申し上げた総人口のところとの比較でいきますと、総じて4 区、8 区とも大阪市のほうが世帯数が多いという傾向が見て取れます。人口密度につきましては、東京都特別区、大阪市の順で非常に高くなっているという状況です。

次、6 ページにまいりまして、昼間人口につきましては、100 万人以下の政令市に比べまして、やはり大阪市が多いということと、それは府内中核市と8 区を比べてもそのような傾向が見て取れると。昼夜間人口比率につきましても、大阪市や東京都の特別区が非常に高い水準となつてございます。高齢化率については、全般的に 25% から 21% の間で、特に東京都の特別区は低めに出ているというところでございます。空き家率につきましては、大阪市の方が高く出ているという状況となっております。純付加価値額につきましては、大阪市4 区、8 区と、あと東京都特別区が非常に高い水準になっているということが見てとれます。市税総計につきましては、100 万人以下の政令市と、大阪市4 区の方がやや大きめになっていると。中核市と8 区を比べても、相当大阪市の8 区の方が大きくなっているという状況でございます。以上が各区数パターンで、他都市の平均と比べた場合の全体の状況でございます。

ここから以下ですね、次7 ページ以降はですね、現在の24 の行政区の姿というところで、先ほど申し上げた指標と同じような指標を、大体3 つぐらいに大まかに色分けをした上で、データと大阪市の行政区域図という形でお示しをさせていただいております。時間の関係上、省略をさせていただきたいと思いますが、先ほどご説明した指標との違いでいきますと、9 ページの下のほうで、津波ですとか、洪水の浸水想定区域図とか、それから10 ページのところで、上半分で1 人当たりの緑地面積ですとか、乗降客数20 万人以上の鉄道駅はどうなっているのかというようなところのデータを載せさせていただいております。

次に11 ページをご覧くださいますと、ここ以降は将来の人口がどのような姿になってい

るのかということで、国立社会保障・人口問題研究所のデータを、大阪市全体と各 24 行政区という形で載せさせておりますので、ご協議の中でご参考でお使いいただければというふうに思っております。基礎データにつきましては以上でございます。

続きまして、区数のシミュレーションのご説明をさせていただきたいと思っておりますので、16 ページのほうをご覧ください。

今回のシミュレーションにつきましては、現時点で把握できる数値をもとに、一定の前提条件を設定した上で、粗くやっているものということでございまして、相当の幅を持つてみる必要があると、我々としても考えてございます。その留意点の主なものとしたしましては、一つ目が、前回の協議を踏まえまして、副首都推進局で調査できる範囲で、東京都と特別区の事務分担をベースにしておりますということ。それから、歳入につきましては、事務事業仕分けに基づく歳出で出ました広域基礎の割合に応じて振り分けているということ。それから、職員数については、同等の人口規模の自治体をモデルとして試算をさせていただいております。コスト、庁舎、システム等につきましては単価を含めまして結構想定で積んでいる、後で説明させていただきますが、想定とさせていただいていることをご留意いただければというふうに思っております。

17 ページをご覧くださいまして、17 ページと 18 ページ以降は、今回のシミュレーションを大きく 5 つの段階で順次進めていったものというのをご説明させていただいておりますが実際のやった結果とも含めてご説明をさせていただきたいと思っておりますので、恐れ入りますが 20 ページまで資料のほうを少し飛んでいただければというふうに思います。

まず 1 つ目ですね、事務事業の仕分けをまずさせていただきました。これは今回のシミュレーション用に東京都と特別区の事務分担をベースに大阪市が実施している事務を振り分けしたというものでございます。大阪市の事務が 4,105 ございまして、それを一定の我々が把握している範囲で、東京都と特別区と同じような事務分担で振り分けをいたしますと、広域・大阪府に行く事務が 1,315、特別区の手事務が 2,759、終了する事務が 31 事務となっております。

21 ページから 23 ページにかけまして、その広域なり特別区に仕分けられる事務を分野別に例示させていただいておりますので、後ほどご覧いただければというふうに思います。

続きまして、24 ページをご覧ください。2 つ目の工程といたしまして、特別区の歳出規模の算定でございます。先ほどご説明しました東京都と特別区の事務分担をベースにした仕分けの結果をもとに、その事業ごとに令和 6 年度の決算の数字を入れておりますので、事務の分担に応じて決算額を積み上げていったという作業をしております。

そうしますと、大阪市の令和 6 年度の歳出の決算額が一般会計で 2 兆 656 億円となっております。これを事務分担に応じて振り分けますと、特別区全体で 1 兆 3,355 億円となりまして、これを今回の区数パターンであります 4 区、8 区、24 区で、平均として割ったものが右側に掲載をさせていただいているということでございます。

続きまして③の 25 ページをご覧ください。③の職員数の算出でございます。今回職員数

を算出するに当たりまして大きく 2 つのパターンで、2 つの推計をさせていただいております。

推計 A といたしまして、回帰分析によるもの、それから推計 B としまして、人口が類似する自治体との比較による推計をしておるところでございます。具体的には、26 ページをご覧くださいまして、まず、回帰分析による推計をどのように行ったのかということで、すけども、右側の点線囲みのところでですね、算出方法を簡単に載せておりますけれども、東京都の特別区と、人口 5 万から 100 万人かつ、人口密度 1 k m² 当たり 4,000 人以上の政令市、中核市、一般市の人口と職員数というのをデータとして用意をしまして、これを回帰分析により職員数を算出したというものでございます。その人口 10 万人当たりの職員数というのが、左側の表の①ということになってございます。

その①がモデルとなる人口 10 万人当たりの職員数ということになりますので、これに人口をかけるということになりますので、4 区ですと 70 万 2,156 人となりますので、7.02156 というのをかけると、その下の②で 3,040 人という職員数が出てきます。これに区数である 4 をかけて 1 万 2,160 人という職員数を算出しております。同様の算出の仕方では 8 区の場合は 1 万 2,920 人。24 区の場合は 1 万 5,936 人というのが総数と計算ができております。

それから次、その上でどれぐらいこの区数に分けたことによって職員数がどうなるのかということにつきまして、先ほどの最初に申し上げました事務事業調査でですね、職員数についても把握をしておりますので、その特別区に振り分けました事務事業に関する職員数を積み上げますと、総数で 1 万 1,990 人という数字になりまして、これと今、算出した③との差を取ったのが⑤でして、これが特別区設置に伴う職員数というところに、結果としては増えているというものになります。その下のパーセンテージは増員割合、増加率ということになってございます。これで今回区数パターンによる職員がどれぐらい増えるかというのを算出してございます。

それとその下の総職員数というところなんですけれども、実は今回この職員数の対象の中にですね、ここに書いてあります小中学校や幼稚園の現員数は対象にしておりませんでしたので、これを最終的に足した形で、それぞれ区数パターンごとの総職員数として、4 区であれば 1 万 4,070 人という形で算出をいたしてございます。

次が推計 B のほうでございます。27 ページをご覧ください。こちらの場合は 4 区、8 区、24 区の区数パターンにおきまして、70 万人、35 万人、11 万人というあたりの人口が 1 つございますので、その人口に近いところの団体から職員数と人口を取ってきてまして、それを平均する形で人口 10 万人当たりの職員数を算出したものでございます。具体的な類似団体、その取ってきた類似団体につきましては、四角囲みのところの点線の 4 区、8 区、24 区それぞれで例示をさせていただいてございます。

その結果ですね、区数パターンごとの職員数といたしまして 4 区ですと 10 万人当たりの職員数が 456 人となってございます。先ほどと同じように、まず 1 区当たりの職員数ということで 7.02156 というのをかけまして 3,202 人、これを区数の 4 をかけまして 1 万 2,808

人、それと、事務事業調査、これ同じ数字ですけれども、11,990 を差し引きしまして、それぞれ区数パターンによる増加の職員数を弾き出しております。

その上で別途、総職員数といたしましては、この職員数のシミュレーションの中で除いておりました 1,910 人というのを足しまして、総職員数としては 4 区で 1 万 4,718 人というシミュレーション結果となっております。以上が職員数の算出でございます。

続きまして 28 ページの必要な庁舎規模ということでございますが、ここにつきましては前回協定書の考え方をベースに算出をしております。職員数に 1 人当たりの面積を乗じまして区役所等の活用を優先した上で、なお不足が生じる場合は中之島庁舎を活用するという考え方で試算をしております。

1 人当たりの面積につきましては中之島庁舎が 1 人当たり 16 m²、区役所等につきましては 1 人当たり 22 m²、議員につきましては 1 人当たり 35 m² となっております。この場合は庁舎算定対象職員数というのがそこに書いてございますように、小中学校等に従事する職員を引いた人数で算出をしております。その上で必要面積というのを一番下の表で算出しております。議員につきましては 70 人と固定をさせていただいております。議員と職員をまず区役所のほうに入れまして、それでもあふれる分は中之島庁舎に入れるという形で考えてございまして、対象となる職員数からそれぞれ面積の 1 人当たりの面積を乗じた必要面積というのがその表の右から 2 番目の列のところの全体となっているところで、4 区の推計でいきますと 20 万 1,917 m² ということでございます。これがそれぞれの区数パターンごとかつ職員数の推計のパターンごとに必要数を算出したということでございます。

次に 29 ページにまいりまして、それを執務室面積が 21 万 4,966 m² となります。それとその右側に書いてある、それぞれ算出した必要面積を比べますと、点線囲みで囲っているところは、今の庁舎面積を単純に比較しただけとなりますが、より多くなっておりまして、庁舎が不足しているということでございます。

そうした中で、まずイニシャルコストといたしましては、区役所自体を庁舎の改修をしていく必要があるということで改修費と、それから庁舎が不足する場合には民間ビルを借りるということでその改修費や補償金を算出したしましてそれぞれ合計を出しております。

ランニングコストにつきましては、8 区の推定推計 B と 24 区の推計 A・B に不足が発生しますので、不足面積に大阪市事務所等賃借事例から取り出しました賃借単価をかけて必要な額を割り出して計算をしております。以上が庁舎の関係の算出でございます。

続きまして 30 ページのシステム経費でございますが、ここのシステム経費につきましては、現時点で精緻な事務分担や区数、職員規模が決定していないことから、前回協定書のときにおけるコストを参考に算出をさせていただいております。具体的には、ベンダーの人手不足などによる労務単価の上昇や物価高騰、システム数の増加などを踏まえまして、前回の協定時におけるシステム経費の 2 倍を置かせていただいたということでございます。前回のコストを参考に、その下にイニシャルで約 156 億円、ランニングで 22.1 億円となっております。

いますのでこれを倍にしたものをそれぞれイニシャルとランニングコストとして計上をさせていただきますということでございます。以上でシミュレーションの材料といいますか最終収支を見るための必要なものがそろいましたので、31 ページ、32 ページのほうでそれぞれ推計ごとのシミュレーションの収支を見ているというところでございます。

まず上の列のところで、大阪市の令和6年度の決算額が2兆656億円というのがございます。それを右側の列にまいりまして、大阪府と特別区に事務事業調査に基づいて東京都ベースで振り分けを行った結果、1兆3,355億円ということになってございます。これを区数パターンごとにどのようなことになるのかということですが、区数パターンごとに2列ありますが、全体につきましては全て1兆3,355億円ということになってございます。1区あたりはそれぞれ単純に割ったものという数字でございます。この1兆3,355億円に、先ほど職員数ですとか庁舎ですとかシステムの関係で増加したものを合計したものが一番左側の列の影響額(B)というところになってございます。4区の全体でいきますと57.9億円ということになります。これと1兆3,355億円を加えまして歳出の総額として1兆3,413億円というのをを出しております。

次に歳入ですが、歳入につきましては、令和6年度の決算額が2兆901億円となっておりまして、これを先ほどの歳出の事務事業調査に基づく割合で振り分けをしますと、特別区の歳入合計は1兆3,513億円。それを全体の歳入といたしまして、4区でいきますと、先ほど申し上げました歳出総額の1兆3,413億円と歳入の1兆3,513億円を比較しまして、収支としては100億円の黒字ということが計算できたということでございます。同様の計算をですねそれぞれ、8区、24区としたところが横に書いてある数字でございまして、8区全体でいきますと30.9億円、24区でいきますとマイナス283.1億円となっております。

続きまして、32ページなんですけれども、推計Bによります収支の状況でございます。

全般的に推計Bのほうで職員数の増加が多いということになっておりますので、全体として厳しい収支となっております。やり方としては同じでございますので、収支のところだけ申し上げますと、4区で41.1億円の黒字で、8区、24区につきましてはそれぞれ赤が出ているという状況でございます。それから最後に一番下のところで共通するイニシャルコストということで、まず庁舎のコストとシステム整備コストということをそれぞれ別枠、単年度収支からは別ということで掲載をさせていただいております。推計Aにつきましては4区全体で380.7億円。推計Bの場合は384.2億円という形になってございます。それが、それぞれ推計A・Bと区数パターンごとに計上をさせていただいているというところでございます。

最後に33ページにまいりまして、結果といたしましては、今回のシミュレーションは現時点で把握できる数値をもとに一定の前提条件を見た上で行った粗いものであり相当な幅をもって見る必要がある。その前提のもと区数の3パターンでシミュレーションを行ったところ4区については推計A・Bともに単年度で黒字が出る結果、8区については単年度で

推計 A については黒字、推計 B については赤字、24 区についてはともに赤字という結果となっております。

特別区の設置のためのイニシャルコストについては、各年度の収支差もしくは別途の財源でカバーすることを想定しておりますが、今回のシミュレーションではそこまで検討としてはいたしておりません。簡単ではございますが、説明は以上でございます。

(杉江会長)

ありがとうございました。ただいま事務局から資料の説明がありましたが、今回、現在の 24 行政区や区数パターンに関する基礎データ、区数パターンごとの組織体制、庁舎規模、財政収支の状況のシミュレーションをお示しいただいております。こうしたデータを活用しながら特別区の区数のあり方について議論を進めていきたいと思っておりますけれども、委員の皆さんからご意見やご質問等ありましたら、挙手いただいております。いかがでしょうか。紀田委員お願いします。

(紀田委員)

ご説明どうもありがとうございました。この資料なんですけれども、これ区の数が増えていけばですね、増えれば増えるほど基礎自治体である特別区と住民の距離が近づいていくと思います。ただ、無限に縮めていくっていうのはですね、どんどんコストが、無限に使えるわけではありませぬので、どこまで縮められるのかということを議論していく、ここまで縮めても財政的に安定して運営することができる、そのために、その議論をする材料として、このシミュレーションを作っていただいたと理解しているんですけれども、この理解で合っていますか。

(杉江会長)

はい、そういう理解でいいと思います。

(紀田委員)

分かりました。であるならば、ここで黒字と赤字っていう強い言葉で説明されているんですけれども、ここで言うところの赤字というのは一体どういう意味なのか、もう一度説明していただいてよろしいですか。

(事務局：西島副首都推進局長)

様々な前提、今あるデータをもとにですね、様々な前提を置いた上で、算定をいたしました歳出と歳入の差がこうなっているということでございます。

(杉江会長)

紀田委員。

(紀田委員)

この資料の中でも、本当は特別区の運営が安定してできるかどうかを議論する際には、都区財政調整を踏まえて議論しないといけないというのが書かれているところですけども、そこを完全に省いているんですが、やっぱり財政全体を見て、この区数で行ったときに安定して運営できるかどうかというのが、議論するときには必要な概念だと思うんです。そうしないと、何て言いますかね、議論が歪んでしまうと思うんですね。

そこから確認といいますか聞いておきたいんですけども、前回協定書を作った時と比べて、これは府市一体の行政運営を続けてきた成果じゃないかなと密かに感じているんですけども、随分と都区財政調整の調整財源として位置づけていた固定資産税ですとか、都市計画税、税収伸びていると思うんです。今日、市長もいらっしゃってますけども、たまに演説でも触れておられますが、ものすごく伸びててですね、ここで言うところの 280 億円だとか、数字をはるかにこうやって伸びているんですね。調整財源が増えるということは調整の幅が増えるということですし、これかなり極論だとは思いますが、24 区の前提って。だって保健所 24 設置するっていう話で、保健所っていうのは一般的には広く約 20 万人以上でないと設置しても安定的に運営するのは難しいですかと、法令にも書いていますので、かなり無理があるシミュレーションだと思うんですが、そういった無理があるシミュレーションをしてもなお、都区財政調整のことを考えると、十分やっていける、安定して運営していくことができるようなシミュレーション結果が出た。逆に言うと、特別区にふさわしい事務、広域にふさわしい事務っていうのを、それぞれの事務に応じて考えていきながら、区の数で議論するときも自由に選ぶことができると、少なくとも財政面では。そういう結果が出たように個人的には理解しました。

ですから、あとは住民と基礎自治体の距離をどこまで近づけるのがいいのか、そして近づきすぎるとは申しませんが、最も良い広域と基礎自治の事務を振り分けるにあたって、どの数が最も適当なのかっていうのを、自由な財政上の懸念はないという前提で議論できるんじゃないかなと思いましたことを指摘したいと思います。私からは今のところ以上です。

(杉江会長)

ありがとうございます。紀田委員の意見として承っておきたいと思いますが、今日初めてここで議論させていただいてますので、様々皆様のご意見あるかと思いますので、ぜひ今、紀田委員のあくまで意見なんで、ほかの観点、切り口からもお願いできたらと思います。横山委員。

(横山委員)

ありがとうございます。ご説明もありがとうございます。シミュレーション置くのも大変な作業だったかと思いますが、議論のたたき台というか土台として、これをもとに議論していけばいいのかなと思います。

合わせまして今、紀田委員の方からもありましたが、所管する事務によっても、これは職員数が変わってきて財政的な負担が変わるという理解でまずよろしいですかね。

(事務局：西島副首都推進局長)

事務局から申し上げます。今回、紀田委員からのご指摘がありましており、保健所が24区でも今回、東京都の特別区ベースということで入れて、事務分担を揃えた形でシミュレーションさせていただいていますので、それぞれの区数に応じてどのような事務になるかということは、また別の議論かと思えます。

(杉江会長)

横山委員。

(横山委員)

ありがとうございます。ということで、4区、8区、24区で現実的に担える事務、そしてちょっとこれはこっちで難しいんじゃないかなという事務もちょっと出てくるように感じています。それがまさに先ほど紀田委員からあった保健所をですね、24特別区であの全部が所管するというのは、ちょっと現実的ながら難しいんじゃないかなというのが思いと、合わせまして、実はあの児童相談所も24区が児童相談所を設置して、また児童相談所と合わせて重要なのが、養護施設や一時保護施設というのは重要なんですが、これを24区が自分たちの判断でやっていくっていうのは、なかなか現実的に難しいんじゃないかなと思います。なので、4区、8区、24区で児童相談所について、ちょっと頭の体操というか、ご議論できたらと思うんですが、4区の場合は、逆に言うと、これは強い副首都を作っていくという概念と同時に、ニア・イズ・ベターをいかに作っていくかというのも重要なので、児童相談所については、実は今、大阪市はこれまでの改革で4つ目の児童相談所を今作って強化しています。

合わせて一時保護所もこれに併設していますので、児童相談所に関しては特別区の方で、例えば4区であればこれは十分に担えるというふうに思っています。一時保護所と養護施設を合わせて特別区で担っていくというのは、これは逆に言うと地元の特別区の区役所と情報連携しながら進めていくという意味では非常に有効なんじゃないかなと思うので、例えば4区であれば十分児童相談所は特別区で担える。また、ニア・イズ・ベターという観点からも担った方がいいんじゃないかなというふうな意見です。

合わせまして、8区の時はどうなんやというと、8区の時は特別区間でちょっと連携しながら児童相談所、要は8区あって児童相談所は4つありますので、非常に単純な計算でいう

と、2つの特別区で1つの児童相談所を所管するというようなイメージになるんじゃないかなと思います。

一方で24区という形になれば、もう児童相談所を特別区で担うのは難しいので、この場合は広域が担っていけばいいんじゃないかなと。それに合わせて、児童養護施設と一時保護所もそれを所管するところに移管することで、より連携が強化されるのではないかなというふうにまず思います。すいません、まず一点。

(杉江会長)

ありがとうございます。今の市長の意見に関して、また別の観点からご意見あったら。藤田委員。

(藤田委員)

今に関連してなんですけれども、最初に紀田委員がおっしゃったように、我々一番最初の住民投票のときから、30万人規模の中核市レベルの都市を目指していくっていうふうに旗を立ててやってきたんですけども、なかなかこれまでの設計の中で、そこまで財政的なゆとりがなかったというところで、少し大きめの自治体ということでご提案をしてきた。というのが今回のシミュレーションで、大阪府市の改革の成果、僕もそう思います本当に。30万人規模の8区であっても十分に財政的に成り立つなというのが今回確認できたので、すごくいいシミュレーションになったなというふうに思っています。

その中で、最初のときにも私申し上げたんですけど、ちょっと時代の変化というかですね、これからその職員をどういうふうに確保していくとかもかなり難しくなってきますので、当時は基礎自治においていた事務とかも広域に集約していくことができると思うんです。

その一方でですね、その分財政的なゆとりができた分で、多少非効率になったとしても、先ほどの市長の児童相談所とか、住民にとって、我々行政を普段預かっている立場からすると、2つの特別区で1つというのは十分賄えるというふうに実感はあるんですけども、一般のお住まいになられている方の感覚としては、児童相談所がちょっと遠くになっちゃうんじゃないかみたいな不安も呼び起こしてもいけないので、多少非効率になっても各特別区で持てるんだったら児童相談所を8区で持ってもいいんじゃないのかなっていうのはちょっと思っていましたので、意見として述べさせていただきます。

(杉江会長)

今、児童相談所に関して8区は連携とか、それぞれ持てるのであればとか、これ何かここで決まったものではありませんので、ぜひ皆さんの現場で仕事をしていただいている皆さん、住民の皆さんからもお声をたくさんいただいていると思うんで、それを踏まえてご発言いただけたらなと思いますけども、いかがでしょうか。高山委員。

(高山委員)

シミュレーションありがとうございました。事務事業の仕分けのページのところなんですけども、今回東京都ベースということであつたんですけども、東京都では都と区ともにやっているような事業もあつたと思うんですけども、今回、都区双方が担っているような事務というのは、今回のシミュレーションではどんな考え方で整理されているのか、確認しておきたいと思いますので、ちょっとお伺いいたします。

(事務局：上枝副首都推進担当課長)

両方の実施している事務については、広域のほうで一旦仕分けております。

(高山委員)

今回のシミュレーションでは広域で整理されているということですね。ありがとうございます。

(杉江会長)

たけち委員お願いします。

(たけち委員)

説明ありがとうございました。ちょっと一点確認だけさせていただきたいんですが、今回のシミュレーション結果において算出された職員数、推計方法等、いろいろご説明もいただいたんですけれども、ちょっと先日ですね、最近ちょっと報道も出ておりまして、東京特別区を参考にした推計というような形と、あと同人口規模の自治体を参考にした推計というところ、でもそういうわけではないと思いますので、このあたりちょっと分かりやすくできたら教えていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：渡邊副首都推進担当課長)

推計 A につきましては、東京特別区とあとそれとは別に人口 5 万人から 100 万人かつ人口密度が 1 km²あたり 4,000 人以上の政令市、中核市、一般市と、こういった団体をもとにしまして、人口と職員数を用いた回帰式で算出しております。

一方のですね、推計 B につきましては、三大都市圏、大阪、中部、東京、この三大都市圏のですね政令市、中核市、一般市の人口と職員数の関係から 10 万人当たりの職員数を出しまして、それをもとに職員数を算出するという方法をとっております。以上になります。

(たけち委員)

ありがとうございます。

(杉江会長)

ほかによろしいですか。いかがでしょうか。そしたら西野委員、お願いします。

(西野委員)

ちょっと児童相談所の話に戻ってしまっていて恐縮なんですけど、私、東大阪なんですけども、東大阪で今度児童相談所を独自にやるっていう話が出てきて、ただやっぱり人が全然集まらない、育たないっていうところがあって、常に大阪府におんぶにだっこでやってきてたんですね。

例えば24の児童相談所を作るとか、8の児童相談所を作るとかってなると、多分人を育てるのに10年とかそれぐらいかかってしまうので、児童相談所に限らず、できるだけ広域で見れるところは広域で見たほうが、人の人材の確保ということを見て、ちょっとその事業分担ということを考えたほうがいいんじゃないかなと思いました。

(杉江会長)

はい、ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。置田委員、お願いします。

(置田委員)

私も先ほどの児童相談所の話でいきますと、やはりこの間、豊中市で、大阪府内で初めての児童相談所、中核市でということで設置されてやっている。

続いて、東大阪市と今、枚方市のほうでもそういう動きがあるというふうに聞いているんですけど、やはり先ほど西野委員も言われたとおりで、府の児童相談所の人から見ても、やはり新たに児童相談所を設置するとなると、児童福祉士という児童相談所の業務を担う職員さん、やっぱりこれはかなり専門的な業務を担うことになるので、まず人をどうやって確保するか、それをまた一人前の児童福祉士として育て上げるのをどうしていくかっていうところが非常に大きな課題だというふうに言われていて、なかなかその児童相談所を一つ設置するというのが、かなり重たい業務だというのは間違いないと思っていて、このシミュレーションに照らして言いますと、このシミュレーションでいくと、先ほどの説明があったとおりで、広域で児童相談所を見ているということになりますと、ここからさらに児童相談所を特別区でとったときは、ここからさらに、収支が、歳出が当然増えていくわけで、収支がマイナスになるということですから、これあくまで、もうちょっとバグつとしたシミュレーションであるのはそうなんですけれども、やはりこのシミュレーションに照らしてみると、4区だとまだ収支成り立つにしても、8区でももうすでにB案では収支マイナスになっていますし、24区ではもう既に200億程度のマイナスになっていますので、なか

なか財政収支的に特別区設置となると非常に厳しい結果になるだろうというのはもう間違いないだろうなと思っていますので、なかなかその理想としては、住民に身近なところを特別区にというところは分かるんですけど、このシミュレーションを見る限りでいうと、やっぱり4区案じゃないとなかなか児童相談所設置というのは難しいんじゃないかなと思いました、以上意見です。

(杉江会長)

紀田委員お願いします。

(紀田委員)

横山委員、市長が指摘された点は実に的を射ていると私は感じました。

市長がおっしゃったのは、区の数が変わればできる事務も変わるでしょうと、その意味でこのシミュレーションの前提であった区の数に変わらず特別区、東京の特別区が担っている事務は全てやるっていう考え方っていうのは実態に合わないんじゃないのかというご指摘だったと思うんです。その意味で、私は市長のご指摘が正しいと思うんですね。4だったら事務配分をニア・イズ・ベターの観点から、藤田委員もおっしゃったように、住民にとってサービス水準が上がるわけなんだから、財政状況でできるんだったら、今の大阪の、ここまで来た大阪だったら追加で支出してでも実現するべきだろうということだと思うんです。それが8になり、24になってくるとなかなかできないということでしたら、その区の数を選択するのかという問題を検討する上でも、これは関係すると思うんですけども、その事務はやっぱり広域にしておこうということにならざるを得ないと思うんですね。先に区を決めるという段取りで、会長はこの議論を段取りされているので、近々その区数をまず決めて、決まった区数によって、どちらに事務を配分するのかっていうのが、この次になると思いますから、あんまり議論を混乱させる意図はないので、ここで強くは言わないんですけども、24で大きな赤が出ている、8区で推計の一つのパターンで赤が出ているっていう、その赤についても、そもそも都区財政調整を考えていない仮の数字なので、財政的には都区財政調整のパーセントをほんの少し4%も移動すれば、特別区が一番極端な24の案でも回るということなんですから、ある程度自由に議論すればいいんじゃないのかなと僕は思います。区数を決めるに当たっては、改めての意見です。

(杉江会長)

藤田委員。

(藤田委員)

私も同じ意見で、今のこの財政のシミュレーションの赤字黒字っていうのは非常に危険だと思うんですね。何をもって赤字黒字かって、さっき局の説明もありましたけど、もう

めちゃくちゃ分かりやすく言うと、令和6年度の大阪市の歳入と歳出の、言ったら決算の余りですよ。その範囲内に収まっているかどうかだけの話であって、この数字でいくと歳出合計が2兆656億円ってなってますけど、令和8年度予算では大阪市の歳入予算は2兆1,800億なんで、ここからもうすでに1,200億ぐらい上振れをしているので、この数字を持って赤字だ黒字だとか、財政的に回る、回らないという議論をするのは、すごく議論を狭めてしまうんじゃないかなと思って、もったいないなと思っていますので、一緒に事務分担をしていきながら、財政調整制度も含めながら、最終的に財政が回るかどうかを整えていくというのが正しい議論なんだろうなと思っています。

先ほどの児童相談所8カ所は、希望としてはそうなんですけど、西野委員おっしゃったように、人の問題というのは確かに重たい問題だなと思っていますので、ここは移行期間がどれぐらいになるのかによって人材育成が間に合うのか間に合わないのかと、それから実際に事務分担を広域と基礎自治とやりくりしてみて、お金が回るのか回らないのかというのはもう少し精緻な議論があるのかなというふうに思っています。ただ住民感情的には近い方がいいかなという、そういう意見です。以上です。

(杉江会長)

東委員をお願いします。

(東委員)

ありがとうございます。私はちょっと違ひまして、これから議論を進めていく上で、絞り込むという作業をやっていくに当たりまして、今ちょっとご意見出てます3案についてですね、それぞれ広域と基礎で分担する事務量が変わると、これは当然のことなんです。当然のことなんですけど、それをしっかり作り上げて、その上で比較するというお立場であればそのとおりだというふうに思いますけれども、まずはこれはこれで比較資料ですから、もちろん数字がですね、試算として粗いというのは分かりますけれども、考え方としてニア・イズ・ベターと、それと広域の一元化のそのバランスをどこで取るんだというのは、これはもう過去2回から議論しているわけですから、過去2回の議論も踏まえた上で、今回住民にどの部分を問いかけるのかというところに私はなと思います。ですから24区でも事務分担を変えれば成り立つのではないかという可能性を追求する行為が、果たして今回、住民投票に問うていくその中身にふさわしいのかというのは、私はちょっと少し論点が変わってくるのかなと思いますから、あくまで広域に一元化すべき事務は何であって、そしてこれからも特別区でニア・イズ・ベターを実現していく最適規模はどこなんだという判断をする上で、粗い資料ではあるけれども、十分比較資料としては私は整っているというふうに思います。

(杉江会長)

ありがとうございます。いま東委員からありましたけど、横山委員先いきますか。

(横山委員)

ありがとうございます。そのイメージをしていくにあたって、特別区の負担ばかりの話になってしまって申し訳ないんですけども、もう少し事務の話をさせていただきたいと思っています。特別区でやった方が望ましい、今の広域の方に割り振られているけど、特別区でやった方が望ましいんじゃないかなという事務について、少しだけ発言のお時間いただけたらと思うんですが、まず今、大阪市が行っている実施主体としてやっている、特に子育て支援サービスについて、これは特別区で行った方がいい事務について、保育料の無償化、子育てサポートアプリ、クーポン事業、習い事・塾代助成事業、そして子ども医療費事業については、引き続き特別区で所管した方がいいのではないかなという観点から少しご意見させていただきたいと思います。

単純に、こういった事業、例えば保育料の無償化については、基本的に法令事務なので、特別区でこの保育事務は行っていくんですが、このまま保育の無償化を広域に移してしまうと、単純に事務だけ大阪府に増えまして、特に要は事務的に何か効率的なことが行えるという状況ではないということと、またこれはどういう制度にするかにもよると思うんですが特別区域だけ、今行っている0～2歳の無償化を大阪府が担ったときに引き続き行っていくのか、特別区じゃなくてやっぱり大阪府域全体でやろうとなったときの財政的な措置というのは非常に高額になるので、他の自治体との整合性を考えると、事務の効率化や他自治体との整合性という観点から、保育の無償化、そして子育てサポートアプリ、これはこの秋から実施する予定なんですけど、この子育てサポートアプリ等、習い事・塾代助成、そして子ども医療費助成のスキームについては、引き続き特別区で実施した方が、ニア・イズ・ベターという観点からも、また市民の安心感という観点からも叶うものではないかなというふうにご提案します。

(杉江会長)

たけち委員、お願いします。

(たけち委員)

市長の方からも特別区で担った方がいい事務ということでお話が出ましたので、私の方ですでね思っていますのが、今回東京都をモデルとした事務分担のベースになっておりまして、あくまで副首都にふさわしい大阪、大都市として、大阪府の広域からアプローチしたシミュレーションということでございます。

前回もですでね発言させていただいた通り、先ほども何度もお話が出ていますけども、広域の強化と合わせて重要なのはニア・イズ・ベターということで、ニア・イズ・ベターの強化という観点で言いますと、副首都にふさわしい広域へと成長する一方でです、市域内については、副首都内に設けられる新たな基礎自治体としてです、新たな基礎自治体の特別区

へと、やっぱり成長していく必要があると考えております。

そういった意味でですね、充実した特別区を目指すという上ではですね、基礎自治として担うべく、事業も今後またしっかりと検討していただけたらと思っております、具体的な例えを挙げますと、例えばですね、都市魅力施策などについてですね、例えば文化の振興やスポーツの振興などの分野についてもですね、現段階にあつては東京都をモデルということで、広域事務に分担はされておるんですけれども、これらですね、住民に身近な施策事業もやっぱりこの中にも多く存在しておりますので、そういった部分で特別区で担うべき事務も一定あるのではないかと思っておりますので、意見として挙げさせていただきます。

(杉江会長)

ありがとうございます。高山委員。

(高山委員)

ありがとうございます。ちょっとお伺いしておきたいんですけども、30 ページのところのシミュレーション結果のシステム経費のところなんですね。イニシャルコストという形で出しているところなんですけど、今回の資料ということは、前回の試算をもとにされているってことなんですけども、説明には労務単価の上昇などなど書いていただいているんですけど、大きな数字の一つとして出てきているってことで、2倍とされた計算のところですね、もうちょっと細かく2倍のところを教えてくださいたいのと、合わせてなんですけども、もちろんシミュレーションということなんで、個別の方向性であったり、算出とかによっては、一定の条件を変えたら、もちろんこれは変わりうるものだという認識でいいのかっていうのを改めてちょっと確認しておきたいです。

(事務局：西嶋副首都推進担当課長)

お答えします。今のご質問のところなんですけども、今回、前回の協定時から2倍というところなんですけども、資料にも記載のとおりですね、物価上昇率7%と、この間のシステムの増加の幅のほうを見させていただいております。

7%増のほうの根拠なんですけども、日本銀行が毎月出しております企業向けサービス価格指数の情報通信の項目の指数により、物価上昇率を計算させていただきました。この数字につきましては、2018年（平成30年）から2025年（令和7年）にかけての上昇率を表してございます。こちらとですね、前回協定書作成時のシステム数から、現在、副首都推進局において把握しておりますシステム数の増加分を掛け合わせさせていただきまして、約2倍というふうに算出させていただいております。

また、イニシャルコスト、今回載せさせていただいた理由のほうから述べさせていただきますと、やはり一定システムコストの規模感を見ていただく必要のために、数字の大きいイニシャルコストの金額は必要であると考えておりますが、委員ご指摘のとおり、現時点では

粗い試算にとどまるのも現状でございます、今回はシミュレーションを行う上で必要となるコストというのを、一つ資料の方にお示しをさせていただいたというものでございます。今後、事務分担や区数などが決まりましたら、それをもとに精緻なコストをお示ししていきたいと考えております。

(高山委員)

ありがとうございます。

(杉江会長)

ほかいかがでしょうか。置田委員、お願いします。

(置田委員)

シミュレーションの話に戻るんですけど、先ほど紀田委員とか藤田委員から出たと思うんですけど、都区財政調整制度でっていう話がちょっと出たと思うんですけど、その理解を確認しておきたくて、私の理解はだいぶ違う理解で、都区財政調整制度というのは、例えば大阪市の固定資産税、法人市民税、特別都市保有税とかいうのがあるのかどうかちょっと分からないんですけど、主に2つの財源、もう一つ都市計画税があったのかちょっと分からないんですけど、その財源を一旦、府（広域）が持って行ってですね、それを府と基礎自治で分けて、特別区間の税収格差があるので、それを財政調整する、そういう制度だというふうに理解しています。

ということは、この収支シミュレーション、例えば令和6年度の大阪市の決算額に載っている歳入が2兆901億円ってあるんですけど、ここに当然大阪市の税収が含まれていて、都区財政調整制度をしたからといって、その歳入額がこのシミュレーションから増えるっていうことはないんじゃないかなというふうに思っている。

要は、今回のシミュレーションというのは例えば24区でも、市の税収を24で単純に割っているんで、税収格差とかは生じないし、財政調整の必要も生じないけれども、これは実際に24区で分けるとなると、北区、中央区の税収とほかの行政区の税収と違うので、その税収の格差を埋めるための財政調整が生じてくるというために、都区財政調整制度に基づく調整財源を配分するという話なんであって、ここからさらに何かどこから財源が下りてきてっていう話ではないというふうに理解しているんですけど、それはいかがでしょうか。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：芦原副首都推進局理事)

理事の芦原でございます。財政調整制度につきましては、前回の制度設計においては、今、大阪市が実施している事業を行うための大阪市の財源をですね、広域と特別区に仕事を分けたものに合わせまして、それぞれが必要な財源を配分するというような考え方で制度設計をしておりましたので、基本的には特別区の方に多く財源を配分すれば、大阪府の方には仕事に見合った財源がその分減るという関係になるというふうに考えております。

決算剰余金につきましては、前回も財政調整財源の配分割合に応じて、広域・特別区に配分されるというような制度設計になっておりましたけれども、基本的な考えとしては、歳出に見合った必要な財源を配分するという考え方でございます。

(杉江会長)

置田委員、どうぞ。

(置田委員)

だから、その財源っていうのが、調整財源といわれる大阪市の固定資産税とか法人市民税とかっていうところが財源っていう理解でいいですか。

(事務局：芦原副首都推進局理事)

おっしゃるとおりでございまして、固定資産税であるとか、法人市民税であるという、あるいは前回で言えば、地方交付税の相当額ですね、それも加算しまして、財政調整財源を確保しまして、それをお預かりした財源を特別区と大阪府で配分、お互いに使い合うという関係でございます。その中で、今、置田委員、ご指摘ございましたように、特別区の方に配分される財源の中で、特別区ごとの財政格差というのを調整するという役割もございます。

(杉江会長)

置田委員よろしいでしょうか、どうぞ。

(置田委員)

ちょっと私の理解では、何か新たな歳入が発生するような話ではないのかなというふうに理解しているんですけど、そういう理解であっているんでしょうかね。

(事務局：芦原副首都推進局理事)

今まさに大阪市が使っている歳出に対して見合う歳入が確保されているという状況でございますので、それがそれぞれ歳出、歳入ともに、特別区と大阪府に配分されるということでございますので、何かそれ以外のところからの財源が生まれるということではございません。こういうことでよろしいでしょうか。

(杉江会長)

紀田委員。

(紀田委員)

平たく言うと、広域に配分された事務に見合った財源を大阪府に今回仕分けているんです。その概念をちょっといじるというか、大阪府がこれから大阪市から承継する様々なアセットを使って広域行政を展開していくことで、大阪市と大阪府で分かれているよりも、なお効率よく都市の成長というのはできるだろうという観点から、広域に割り当てられた事務よりもちょっと少ないような財源が割り当てるような都区財政調整の仕方をやったときに、その分について、大阪にできる特別区の方に使うことができる額として出せるんじゃないのか、こういう意味です。

(置田委員)

わかりました。

(杉江会長)

いかがでしょうか。たけち委員、お願いします。

(たけち委員)

いろいろありがとうございます。私もその都区財政調整制度も含めて、今後議論もしつかりと詰めていかないといけないところもあると思うんですけども、例えば今回のシミュレーションに限っては、一旦単純にシンプルに比較したというだけでもあると思うんですけども、例えば保健所ですね、保健所もこれ 22 ページに保健所と保健センターも載ってるんですけども、これのちょっと事務的に確認をさせていただくと、例えば保健所・保健センター数は、例えば 24 区の場合は、大体 900 施設ぐらいとして、職員 1 人当たりですね、人件費が 900 人として、職員 1 人当たりの人件費が 910 万円ですね、これシミュレーション上出てますんで、これ単純にかけると大体 81 億ぐらいなんですよね。仮にこの 81 億を減らしたとしても、まだ相当な赤字黒字という表現は別として、まだ結構マイナスが出て、なかなかこのシンプルに、この事務事業をこの増減するだけで、その 24 区が果たして成り立つかどうかというところはちょっと厳しいところもあるんじゃないかなというのが、あくまで私個人の意見でございます。

(杉江会長)

たけち委員の意見に対して何かあればですけど、ほかの意見でも結構ですし、ほかの質問でも結構ですし、いかがでしょうか。東委員、お願いします。

(東委員)

過去2回もそうなんですけども、いわゆる区長さんを選挙で選べるやんと、こういう話でね、それは市民に向けて、24区の行政区長は任命区長であると、権限がないと。その中で今、市長からですね、各行政区には今の権限の範囲でできるだけの予算を下ろそうということでやってきて、今後の住民サービスを細かく決めるのは、区民が決めるためには首長を公選で選ぶべきというのが初期の概念だったと思うんですけども、今、大阪市もですねまさに今回、仮置きしている議員定数を70人に変えましてね、それってというのはですね、その議論の中で、1人区を作る作らないという議論が実際ありました。

その今70人をそのまま24区案であっても4区案であってもそれを仮置きしている形になりますけれども、そもそもこんな当たり前の話ですけども、24区にはそれぞれ議会の設置が必要で、議会が予算審議の機能発揮、議会機能を発揮する最低人数というのはいるわけですから、もうそれは言うまでもない話だとは思うんですけども、そういうところも含めて、なぜその24区を存置するために24区の区長の目指すべき姿というのが、これが果たして、その住民が区長を公選で選んで、その基礎自治の住民がそのエリアの住民サービスを決めていけるよというアナウンスをできることに本当につながるのかどうか。区長を選ぶことで住民サービスが変わるということと、そのときには知事がいてるわけですから、知事を選ぶことが住民サービスを変えていくことに話が変わっちゃうんじゃないかなと。これは一般論の話になりますけど。

ですからやっぱり概念的に24区をあまり細かくする必要はないのかなというふうに思います。よく東京都の比較で今までもお話ありましたから、じゃあ例えば今までは、東京の特別区が東京市に戻りたいという話があったんですかと、これは比較論でよく議論されましたけれども、例えば今、東京の特別区が23区、これを区の人口規模が大きくなってきたから、さらに分割すると、こういう議論が出てくるのかどうか、これは事務局分かりますか。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：芦原副首都推進局理事)

私のほうが承知する限りでは、区を分割するという話は聞いたことございません。

(東委員)

ありがとうございます。

(杉江会長)

東委員、お願いします。

(東委員)

区長を公選で選んで、その地域の住民サービスを決めるんだということを、やっぱりしっかりと今回の有権者に対して、訴えていくべきポイントだとするとですね、事務を広域に移すということで、その後また実際事務委託をするのかもしれませんが、どういうやり方をするのかわかりませんが、区長を自由に選挙で選んだことが本当に住民サービスを自由に決めることにつながらないんじゃないかなというふうに思います。今の任命区長よりもさらに住民サービスの選択肢の少ない、そういう区長が選挙で選ばれた区長になるのかなと、私はそういう想像をしましたのでちょっと意見させていただきました。

(杉江会長)

はい、ありがとうございます。梅園委員、お願いします。

(梅園委員)

先ほど東委員からも、東京都のそういう区の分割云々の話も出たと思うんですけど、ちょっと理事者の方に説明していただいたときにお伝えしたんですが、東京都でも事務分担に関していろいろ議論はされていると思います。正直、特別区からこういう要望が来ましたとか、いろんな過去の議論があると思うので、ちょっと一旦それを整理して参考資料としていただければと思います。よろしくお願いします。

(杉江会長)

事務局よろしくお願いいたします。

ほか何かご意見、ご質問いかがでしょうか。吉村委員。

(吉村委員)

まず今回のシミュレーション、本当に粗いシミュレーションだと思いますが、4区、8区、24区にすれば、このぐらいの大きな差があるのかなというのをバクッとつかむ意味では、非常に参考になるシミュレーションだと思います。

じゃあ具体的に、我々は新しい制度をこれから作ろうとしているので、事務をどうするのかっていうのを考えたときには、市長もおっしゃったように、ニア・イズ・ベターって何だろうっていうのを、やっぱりもうちょっと深く考える必要があるのかなと思うんですね。もちろん区数が多くなっていったら、ニア・イズ・ベターの一つっていうのもわかるんですけど、その区で何をするのかっていうのは非常にやっぱり重要で、例えば、児童相談所も、今は広域の方に振り分けられているんですけど、実際に今、僕知事させていただいて、市長も市長をやられて、大阪市議会がやる仕事、大阪府議会のやる仕事っていうのをやっていく中で、やっぱりきちんとここはニア・イズ・ベターの仕事をする、それを区民から託される区長の仕事って何だろうっていうのを想像力を働かせて、決めていく必要があるのかなとい

うふうに思っていて、特にこの児童相談所なんかは、僕はニア・イズ・ベターなんじゃないかなと思うんですけど、生活していく上で、非常に密接に関係するところだと思うんですよ。

なので、そこと保育の無償の話とか、子育てサポートアプリとか、市長のおっしゃった塾代助成とか、子ども医療費、これもやっぱり身近なところのサービスなんだろうなとなると、その特別区の区長ができるようにした方がいいんじゃないかなと思うし、一方で例えばそのまちづくりとかっていうのは、それが本当に身近かっていうと、ある程度その全体でまちの方向性を決め、まちづくりの方向性を決めるような都知事が出ていく。区民から見て、もし都構想になれば都民でもあるわけです。区民、都民から見て身近な仕事っていうのは何だろうかと、それで区長を選挙で選ぶんだと。その大きな仕事、成長させていかないと結局果実も生まれてこないわけですから、大きな仕事っていうのは都知事にやらせるんだというふうになった時の、この事務事業の仕分けっていうのが非常に重要なんじゃないかなと思っているので、今回を参考とすればこれだけの差が出るっていうのは大体のイメージを掴みましたし、それから紀田委員や置田議員が言うように、少し広域に行く部門、移動すればこのぐらいのパーセントである程度できるんだなっていうのが分かるんですけど、あるべき論を追求していった方がいいんじゃないかなって思うので、それはここにいるメンバーがそれぞれ経験してるわけですから、広域も基礎も。本当にこの特別区長にやってもらうのはどこにすべきなのか等々考えて、最後の絞り込みをしていったらいいんじゃないかなと思います。これは非常に参考にはなるなと思って私は見させてもらっています、このシミュレーション資料。以上です。

(杉江会長)

吉村委員の今、意見がありますけども、それに対してでもいいですし、それぞれの委員から別の意見もありましたらと思いますが、置田委員お願いします。

(置田委員)

私もこのシミュレーション、やっぱり粗いシミュレーションとということにはなるとは思うんですが、やっぱりベースとして4区、8区、24区を並べたときに、これだけ数字の違いが出てくるところを判断する上で非常に参考になる資料かなと思っています。

ちょっと申し上げたいのは、こういうシミュレーションをするときにやっぱり気をつけないといけないのは、今の大阪市の歳入でいうと大阪市の税収、これずっと過去最高、先ほどもちょっとお話ありましたが、更新していつてるわけですけど、これがじゃあ本当に10年先、20年先ですね。その税収規模でずっといく保証もないっていう一方で、歳出っていうのはそう簡単にカットできるものでもないですし、ここを出てる歳出というのは決算の数字ですので、実際に支出した数字ということだと思うんですね。実際にじゃあ特別区が設置されたときに、当然、各特別区で予算を編成してやっていくわけです。

そのときの予算っていうのは、決算の数字じゃなくて、当然職員の人件費とかは特にそう

ですけど、余裕を持った見込み額で予算を編成していくわけで、そうすると、決算のベースで見たときに、カツカツだったとき税収がさらに下がっていくかもしれないという、当然やっぱりそういう状況も見込んだ上での制度設計にしないといけないんじゃないかと。

だからやっぱり、今のこのシミュレーションの時点でカツカツだとすると、将来もっと大変なことになるというところも見越していくと、やはりある程度余裕を見た数字が出る案じゃないといけないんじゃないかというふうに思いました。以上です。

(杉江会長)

ありがとうございます。ほか、藤田委員。

(藤田委員)

私もシミュレーションについて先ほどの自分の発言に補足をさせていただきたいんですけども、税収が上振れしていくから楽観していいんだという趣旨では全くなくて、ちょっと思っているのが、これイニシャルコストのところとかも 380 億ぐらいかかりますよっていううちの 312 億がシステムっていうふうに書いてるんですけども、例えば、ちょっとこれ精緻な議論が必要だとはもちろん重々承知なんですけども、例えばシステムとかっていうのは国の方で広域標準化していくって方針、住基台帳はじめ出てると思うので、ほんまに基礎に持っていく必要あるのかなっていうのは、新しい自治体を作っていく上では、もう少し考えてもいいのかなというふうには思っています。

これはもちろん一義的には、大阪市と大阪府の事務再編の話ではあるんですけども、やっぱりこれから先の大阪を考えていくときに、本当にあるべき大阪全体の姿っていうのも見据えながら議論をしていくいい機会だなというふうに思っているんで、府内の小さい市町が住基システムを個別で持ち続ける意味がどこまであるのかなということも、もう一回考えてもいいんじゃないかなと思っていまして、今回のシミュレーションでは、大阪市が一元的にやってきた事務を、ある意味区に割っていくとコストが悪化しますよということしか反映されていないと思うんですけど、それまで市町でやっていたやつを、逆に広域に吸い上げていくということもあるべき論として、さっきの知事じゃないですけども、これからの自治体のあるべき姿として、今までは当然のように市町って言われてましたけども、広域でやっていく方がはるかに効率よく、そしてニア・イズ・ベターとはちょっと関係のないって言ったら言い過ぎかもしれないですけど、システムを見れたらいいわけで、そういう管理とか保守とかニア・イズ・ベターとは少し違うのかなというところも考えていく契機にはなるのかなというふうに思ってます、そういうところで財政の言いぶりというのは出てくるのかなというふうには思っています。以上、補足ですすいません。

(杉江会長)

ありがとうございます。ほかいかがでしょうか、吉村委員。

(吉村委員)

今回は区数シミュレーションということで、この特別区のいわゆる事務に関してなんですけど、これ例えばその広域の方の事務でいくと、大阪府も大阪市も同じようなことをやっている事務って結構あるなというふうに思っています。

例えば、都市魅力なんかもそうですけど、経済戦略局と府民文化部で何か似たような仕事をしているなというふうに思うことも多いし、それ以外も然りです。となると、それをある程度合併して、一つにしてやっていくとなると、こっちのほうの人員っていうのは合理化できると思うんですよ。それはこれには反映されてないですよ。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：西島副首都推進局長)

シミュレーション上はですね、実際の大阪市の今回決算、事務と決算の中で振り分けておりますので、広域に行った後ですね、どのような効率化がされるか等については考慮してございません。

(杉江会長)

吉村委員。

(吉村委員)

ということは、今後、例えば区割りが決まり、そして事務の分担がある程度固まってくれば、素案のようなところでは、広域もこれだけ合理化できるから、こんだけ財源というのが生まれてくるよねというようなことは算出できるということですか。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：西島副首都推進局長)

具体的な事業でですね、どの程度の効果があるかというのをどこまで算定できるかというのは正直自信はないんですけども、例えば同じ事業をやってるってなって、それを広域で一緒にやるとなれば、コストは大分効率化されるかなとか、そういうのを積み上げていうのはできるのかもしれないと思います。

(杉江会長)

吉村委員。

(吉村委員)

実際に現場というか、事業をやっていると思うのは、確かに区数が多くなってくると、それは人もある程度必要になるよねっていうのは分かるんですけど、逆に言うと、広域でも大阪市と大阪府を一つに合わせていくわけだから、こっちは減るはずなんですよ。そこもちよっと考えてほしいなっていうのが一つ。

あとはやっぱりこの、黒字とか赤字っていうのは、全然そんなレベルのものじゃないと思うんですよ、今回出してるの。でもなんていうんですかね、この会議が始まる前に黒字とか赤字とか報道がされてるので、ちょっとその、なんか会議やる前にその報道がされてるっていうのは情報が漏れてるっていうことだと思いますから、ちょっとここの管理というか説明とか共有する上で簡単にはいかないかもしれないし、メディアはメディアで情報取りに来ますんで、そこちゃんとやらないと会議やる前にこの赤字黒字とか数字まで出て、でもここで会議やっているのはよく考えると全然違うやんかっていうふうになると市民の皆さんに伝える情報として正しくない可能性が高いからそこはちょっと管理してほしい、管理というかできるだけしっかりやってもらいたいなというふうに思っています。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：西島副首都推進局長)

はい、情報管理に努めてまいります。

(杉江会長)

よろしくお願いいたします。

ほかいかがでしょうか皆さん、西野委員お願いします。

(西野委員)

先ほど東委員がご発言なされた通りだと思ひまして。この4、8という区数と24というのは、まったく別物になるのかなと思ってるんです。ニア・イズ・ベターという思想で始めたこの都構想だと思いますけれども、逆に24区案だと区では担えなくなる。能力というか力で担えなくなる。人の数もそうでしょうし、人の能力というか人材をそれだけ揃えられないとかいうことで、結果的に広域に移さざるを得ないということになると、今よりも遠くなってしまうっていうふうにも、だから24区にすれば近くなるかといえば、そうではないんじゃないかなと、担えないんじゃないかなと思うので、その辺を考えながらいずれその広域と基礎で担うべき事務分担を考えていかなきゃいけないんですけど、ちょっとあまりにも

4と8と24だと全然その話が変わってくるので、どこかでやっぱり整理をしないとイケないんじゃないかなと思いました。

(杉江会長)

ありがとうございます。徳村委員。

(徳村委員)

ありがとうございます。今の西野委員のお話にちょっと近い話ですけども、やはりニア・イズ・ベター、私たちの一票で、私たちのまちづくりをもっともっとスピーディーに、そして大胆につくっていけるような、その基礎自治体のあり方っていうのを、もともと想定して、この都構想というのが起こり始めたという面がありますよね。

私は鶴見区選出なんですけど、いちいち淀屋橋に話を持って行って決めていただく。淀屋橋で二百数十万人の生活を一手に見ていかれているのが現状なんです。これを細分化して、早く意思決定をしていただきたいということを、基礎自治体のあり方を今模索しているところなんですけども、一方それで身近な特別区長、やはり権限と財源をある程度持っていたかないと、それも実現することができません。

ですから、この限られた権限、そして財源ですね。これが24等分するのがふさわしいか4等分か8等分か、この観点に立って考えれば非常に分かりやすいのではないかなというふうに思いました。以上です。

(杉江会長)

ありがとうございます。ほか、藤田委員。

(藤田委員)

すみません、ちょっと私の認識がずれていたら申し訳ないんですけど、24区って、僕は24区は割と反対派なんですけど、特別区を4とか8とかすると、すごくまちづくりで夢があるなと思っているので、24区って割と否定的なんですけども、そもそも24区案って、広域一元化を副首都を作っていく上でまずはやると。その上で市民の感情に配慮して、今の大阪市内は2回住民投票やって否決されているっていう歴史経過も踏まえて、できる限りいじりませんという案なんじゃないかなって認識をしてたんですね。

なので、24区案っていうのは、大阪市役所をそのまま丸ごと残して、府が代理執行するみたいなイメージで、24区は今までの行政区の事務を公選区長のもとでやっていくと。なので、例えばですけど、区民まつりとかやっているのが公選区長になったら、今までのやり方とちょっと変わるような新しいやり方ができますよ、程度といたらこれは言い方悪いんですけど、あくまで私たちが目指しているニア・イズ・ベターではなくて、大阪市民の大阪市を残してくれという感情に配慮しつつ、広域一元化をやる案が24区案だったんじゃない

のかなと。それを超えるような我々は特別区になったらこんなすごいことができますよという夢をこの場で議論したいなっていうふうには思ってたんで、24 区案だと何を心配したかという、このままで終わると 24 区案だとニア・イズ・ベターが実現できないことが分かったみたいな新聞記事が出ると、この 13 人はやらの分かってたやろみたいな話になったら、市民感情的にどうなんかな、見え方悪いなと思って、そこだけ心配しちゃうんですけど、それだけちょっと補足させてもらいます。僕の認識が違ってたらすみません。

(杉江会長)

ありがとうございます。たけち委員

(たけち委員)

すみません何度も。私自身、24 区っていうので、今さっきの話で、このまま残すっていうところに寄り添ってっていうご意見っていうのはある程度分かるんですけども、やっぱりそれぞれ基礎自治体になるっていうところと、あと併せて見ていかないといけないのは、今回色々事務局の方で調べていただいているんですけど、将来推計人口を見ていた時に、本当に果たして 24 区、このままいけるのか。いずれや、例えば合区の議論が出てくるとなった時に、それが合区というものなのか、もしくはそれぞれが基礎自治体なので、合併という議論ぐらいになるのか、なかなかそれぞれの区議会もあれば区長もいてるので、そのハードルとかやっぱ上がると思うんですね。その問題を先送りするっていうようなこともないように、議論を深めていけたらと思っております。これは私の意見でございます。

(杉江会長)

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか、だいたいご意見出揃ったと思います。非常にたくさんのご意見をいただきまして、4、8、24、それぞれの観点から皆さんご発言をいただいたのかなというふうに思っております、最後、藤田委員も言われたように、4、8 区っていうところと、またこの 24 区っていうことの今回議論の主になってる切り口というか、その違いっていうのはしっかりとこの場でもあれですし、先ほど藤田委員の発言、大体共有できているんじゃないかなというふうには思っておりますんで、そこはしっかりとまた発信をしていかないといけないんじゃないかなというふうに思っています。

今後なんですけど、今、皆さんからいろいろご意見いただいて、この区数のシミュレーションはあくまで東京都ベースで、前回 4 も 8 も 24 も作っていただきましたので、もう少し精緻にですね議論をできたらなというふうに思っております、4 でできること、8 でできることで、24 でできることというか、あると思います。

ただ、各委員も言われたように、やっぱり今回この副首都にふさわしい大都市制度を作っていくっていう中で、ただ単にその数字合わせで事務を動かすっていうのはあってはならんことだなというふうに思ってますんで、そこは皆さんと共有しながらやっていきたいと

思います。

次回ですね、4、8、24 で、今回一律にばさっと切ってシミュレーション出してるんですけども、4、8、24 ごとの広域、そして基礎の事務を少し整理して、次回事務局のほうで提出をしてもらいたいと思っておるんですけども、そのときに少しこの事務をどう分けるのかっていうのが必要になってくるかなと思ってまして、今日参考資料として、前回ですね、第2回の資料（1）で、「副首都として広域が担うべき事務の考え方」という資料、ちょっと抜粋にはなりますけども付けさせていただきます。

これについてですね、まちづくりであったり、産業・都市魅力であったりというのがあって、4、8、24、どの区数にかかわらず、必ず広域でやるべき事務っていうのはあるのかなというふうに思っておりまして、先ほどから出ています区数によって広域でやるのか、基礎でやる可能性があるのかっていう事務があるのかなと。さっき市長がおっしゃってた住民サービス、大阪市がやっている高いレベルのサービスっていうのは、特別区でやっていくのがいいんじゃないかというあたりに関してですね、皆さんから何かご意見というか、今後この4、8、24 でもう少し精緻にシミュレーションを次に向けてやっていくときにお考えとかあればいただけたらなと、4はこうあるべきじゃないかとか、8についてこうではないかとか、先ほど24区に関して保健所とかの議論や意見も出していただいたかなと思うんですけども、その辺りいかがでしょうか。藤田委員、

（藤田委員）

ちょっと重複ですけど、システムはやっぱ広域で持てないのかっていうのは検討していただきたいなというふうに思っております。

（杉江会長）

はい、分かりました。一度検討させていただきたいと思います。

ほかなにか、吉村委員。

（吉村委員）

ちょっと事務局に確認なんですけど、大阪市が実施している高レベルのサービスの実施主体をどうするかということに関して、例えば大阪市がやっている保育の無償化とか、これからやろうとしている第一子から無償化って本当にすごいと思うんですけど、そういったこととか、子育てのサポートアプリとか、塾代助成、子ども医療費もそうなんですけど、これって仮に実施主体が都になった場合というのは、大阪市域とそれ以外で、区別はできるのかな、都知事として、都議会として。全部やるとしたら、ものすごい財源になると思うんですけども。

（杉江会長）

芦原理事。

(事務局：芦原副首都推進局理事)

基本的にはですね、エリア全体で等しいサービスを提供するというのが原則でございますが、今、大阪市がやっている事務を大阪市のエリアだけでやるということであれば、建付けとしましては、例えばその特別区から大阪府が地方自治法に基づく事務委託を受けて実施をするというような手法は考えられるのかなというふうに考えています。

(杉江会長)

横山委員。

(横山委員)

権限は特別区にあるけど、事務の委託を広域に渡すということです。

(事務局：芦原副首都推進局理事)

元の根っこの権限が特別区にあって、委託を受けると、委託を受けた側が実際に権限執行を行うという形になります。

(杉江会長)

ならできるとのことですね。

(吉村委員)

やめる判断を仮にするとしたら、それは都知事が判断するのか、区長が判断するのかどちらになりますか。

(杉江会長)

芦原理事。

(事務局：芦原副首都推進局理事)

事務委託につきましては、地方自治法の仕組みとしましては、受ける側と託す側双方で協議をしまして、それぞれの議会の議決をいただいた上で、協定書を締結して実施をするということになりますので、それから抜けるということであれば、それを抜けるという判断をして、その議決をいただくということになります。

(杉江会長)

紀田委員。

(紀田委員)

今の話の一番の本質は、財源はどちらが出すんですか、どちらの税収から出すんですかっていうところだと思うんです。理事は答えにくいかもしれないですけど、財布はどっちにあるんですかっていうことですね。

(杉江会長)

芦原理事。

(事務局：芦原副首都推進局理事)

そこはいろんな手法があると思ひまして、例えば財源の手当としましては、広域の側に財政調整財源の配分をあらかじめ行っていくという方法も考えられますし、特別区側に財政調整を行った上で、特別区から負担金を改めていただくという方法も考えられます。

(杉江会長)

よろしいですか。そしたら、今のところはいいですか。

次回に向けて、先ほどありました、広域と基礎の事務分担で変更するやつですね、このあたりについて、先ほど意見が出てた保健所であるとか児童相談所であるとかいうところ、それ以外で何か皆さんご意見といたしますか、お考え何かこの事務に関してはっていうのがあればいただけたらと思いますが。藤田委員、お願いします。

(藤田委員)

私ばかりすいません。先ほどの梅園議長の発言とちょっと関係するんですけれども、ちょっと仲間の東京都の議員の方から、東京特別区で何か議論なってるやつないのってヒアリングしたところ、斎場ですね、火葬場について、もう特別区ではなくて広域にした方がいいんじゃないかっていう議論は一部あるというふうには聞いてますので、その辺ちょっと事務局の方でヒアリングしていただけたらなというふうに思っております。

あと、今日出たものに限らず、何か東京の方でヒアリングできたらなと思っています。よろしくお願いします。

(杉江会長)

ありがとうございます。ほか何か事務に関してご意見、たけち委員お願いします。

(たけち委員)

改めてなんですけど、先ほどもちょっと申し上げさせていただいたんですけど、住民に近いというところで、文化振興であつたりとか、あとスポーツ振興というのも特別区側のほう

にあったほうがいいかなと思っておりますので、意見として挙げさせていただいております。

(杉江会長)

紀田委員。

(紀田委員)

移すときには、その事務を特別区でやったほうが特別区に住んでおられる住民の利益になるかどうかという観点から判断していただきたいなと思うんです。近い方がいいというところがあるんですけども、財政的に支出が大変厳しいような事業については、特別区になの方が楽かもしれないというようなものというのは、広域で負担するという考え方があってもいいと思いますし、そのことがより特別区に住んでいる住民にとって利益になるってことになり得ると思うからです。

(東委員)

例えばどういうことをイメージされているんですか。

(紀田委員)

個別すぎていっぱいあるんですけど、保健所の設置っていうのが、ある程度人口が大きくなってきたら、私は設置した方がいいと思うんです。でもこれも数がどんどん上がっていつて、例えば知事が指摘された12とか、あるいは8とかってなってくると、段々段々保健所を安定して運営していくっていうのが難しくなってくるので、そういった場合は広域で負担する。で、もちろんその利益を享受していただくのは、そこに住んでおられる住民です。で、その方が住民の利益になるから広域で預かりするっていう意味です。

(杉江会長)

何かご意見ありますか、いいですか。横山委員。

(横山委員)

藤田委員の意見のところで、僕も非常に悩んでいるのがシステムなんです。これをどうしていくべきかというのは、今、可能な限り住民の皆さんが不便ないようにオンライン化を進めているんですけども、一方で基礎自治体が直面しているのは、とはいえシステム共通化と言いつつやっぱり住民の情報を、ほかの自治体になかなか当然渡せないですし、ほかの自治体の職員が別の自治体の職員、市民の情報を見ることはこれはできないので、結局、住民基本台帳というか、情報と密に連携したシステムの確立というのは一方で結構重要な課題で、とはいえ全国的には藤田委員が言うようにシステムの標準化というのが今進められて

いるという中で、大阪市は非常に大きくて、丸々標準化してくれる、事業者がそもそも今ちょっと人手が見つからなくて、国のペースに全然追いつけてないってところもあります。ですので、この部分、特別区で持つべきか広域で持つべきかっていうのはちょっと専門的にもいろいろ意見もらいながら判断したほうがいいんじゃないかなというふうにちょっと思っています。

(杉江会長)

ありがとうございます。ほか何か事務の関係で次回までにシミュレーションを、吉村委員。

(吉村委員)

たけち委員がおっしゃっていた、文化・スポーツはできるだけ特別区についていう話なんですけど、それ具体的なイメージっていうのはどういふのがありますか。例えばスポーツって今ちょうどバレーボールのネーションズリーグをやっているじゃないですか。あれ世界的な大会で、それ誘致したのって実は大阪府と大阪市が協力してやって、これって僕は広域なんかなと思うし、市長と知事が2人よく出てくるんですよ、こういう世界的な例えばスポーツ。でも区民に身近な健康づくりのスポーツとか文化的事業だったらそうですけど、でも文化も結構日本全体としての文化を強化しなきゃいけないなっていうのも大阪市で持ってやってたりとかもして。だから結構ここは重なってること多いなっていうのは感じる人が多いんですけど、たけち委員がおっしゃってる文化・スポーツはできるだけ特別区についていふのはどの辺のイメージを持ってるのかなと思っています。

(杉江会長)

たけち委員。

(たけち委員)

ありがとうございます。例えば文化だったら、それぞれの町というか、区ごとに例えばアートを強化したいとか、あるいは文化施設でも、例えば自分たちの特色ある文化施設を持っている場所だったりとかというのもあるって、おっしゃられるように、地域に根付いた文化施策だったりとか、地域に根付いたスポーツ事業だったりとかっていうのと、おっしゃられる全国規模だったりとか、あるいは府で受けた方がいいという、広域的に受けた方がいいようなところ、それはそれぞれあると思うので、丸々この広域に行くっていうことよりも、やっぱりその地域ごとに判断するってところも一定残しておいたほうがいいのではないかなというふうには思っております。

(杉江会長)

横山委員。

(横山委員)

今日配っていただいたこの議論用資料の事務分担で、例えば5ページには NPO 法人に関する認定と認証が分かれているんですけど、この2ページを見ると、都市魅力の特別区に振られている事業がないという外形上の割り振りになっているんですが、これはそういう意味ではないというか、どういう理解をしたらいいんでしょうか。

これだけ見ると、特別区は文化やスポーツがないように見えるんですが、一方で、当然特別区の判断で、任意事務としてこれはやっていくことは可能なのか。

今日配ってくれてる資料の2ページの都市魅力のところでいくと、文化振興もスポーツ振興も広域に移っているんですが、要は基礎自治として文化振興もスポーツ振興もないという状況なのか、もしくはもう少し記載の努力によってこれは何か記載可能なのか。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：鴨田副首都推進担当部長)

事務局の担当部長鴨田でございます。今、市長からご質問のあった事務につきましては、本日の資料の、詳細は記載しておりませんが、21 ページをご覧くださいまして、観光・文化・スポーツ、こちらの大阪府に仕分けられた事務と特別区に仕分けられた事務ということで、基礎特別区に仕分けられた事務も幾つかあるような形の仕分けとなっております。

先ほどの網掛けの資料の方は、少し分かりやすいように広域事務にフォーカスして、事務整理をしておりますので、空白にしておるところもございますけれども、これは全く事業がないという趣旨ではございません。

(杉江会長)

横山委員。

(横山委員)

見え方の問題もあるのかなと思うので、とはいえ全部詳細に書いていくことは難しいと思うんですけど、このままの割り振りでいっても特別区ではこういうことができますっていうところを、ニア・イズ・ベターの観点から、資料にも反映できるようにっていうところはお願いします。

(杉江会長)

はい、ありがとうございます。紀田委員。

(紀田委員)

ちょっと市長の懸念ともかぶるんですが、特別区の任意で行う事務として、その議会の議決を経て予算をつけて執行するっていうのは原則として自由にできるっていうことだと理解してるんですけど、この理解でよろしいですね。

(杉江会長)

事務局。

(事務局：芦原副首都推進局理事)

そのとおりでございます。

(杉江会長)

横山委員。

(横山委員)

まさに今ご確認いただいたとおりなので、これを資料揭示上、何となくそう見えないような揭示になるリスクだけは避けるような、資料やこれから協議というのは進めていったほうがいいのかなと思います。これから住民の皆さんもすごく関心を持ってご覧いただけると思うので、特別区でもしっかりニア・イズ・ベターで住民に身近なサービスができますというところが分かりやすい資料の展開をお願いしたいと思います。

(杉江会長)

ありがとうございます。たけち委員。

(たけち委員)

すみません、ありがとうございました。

私もこの資料を見てて無いなというところで、全くこの地元のところ、特別区であったりとかいうところに、全くこの文化振興だったりとか、スポーツっていうのが全くないのは、地域に根付いたスポーツ振興もありますし、というところで意見させていただきましたので、ありがとうございます、理解いたしました。

(杉江会長)

ありがとうございます。精緻に資料は仕上げていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。ほか何か、次回までにシミュレーションが行われるにあたってこの事務分担の関係でご意見あればと思いますが、東委員お願いします。

(東委員)

これ1、2回目ともまちづくり、都市基盤整備のところで一般市・中核市が有しているいわゆる用途の指定のところなんですけれども、法律もあるとはいえですね、ちょっと今現在の府・市の中で、いわゆる事務委託をしている、できているわけですから、市が府に対して事務委託をしている。これは例えば特別区と今度都の関係になったときに、都から特別区に対して事務委託、例えば用途地域なんかはですね、できるのが可能なかどうかとかですね、ちょっとそういうところの研究をお願いしたいんですけど。

(杉江会長)

今、答えられますか。もしあれだったら。

(事務局：山野副首都推進局理事)

理事の山野でございます。今、東委員ご指摘のとおり、事務委託というのは例えば府から市に対しても、市から府に対しても、どちらもできる制度でございますので、当然都市計画について、もちろんこれは国土交通省に確認しなきゃいけないところもあるかもしれませんが、いずれにしても制度としてはそのようなものであろうというふうに理解をしております。

(東委員)

ありがとうございます。

(杉江会長)

ほか、確認とかございますか。置田委員。

(置田委員)

確認なんですけど、先ほどから出てる児童相談所とか保健所の設置っていうのは出たと思うんですけど、それは例えば児童相談所で今は広域に配分されているのを、次回までに4区、8区、24区全部で児童相談所は特別区にっていう、そういうのをつくってきってもらうっていう、そういうイメージでよろしいのでしょうか。ちょっと認識が違ったらあれなんです。

(杉江会長)

一律にっていうにはならないのかなと思って、児童相談所を4区とか、あと8区は先ほど市長からも意見ありましたが、8区だったらこういう形でとかいう形、24区で24個の児童相談所というのはあり得ないと思うんで、そこは4、8、24それぞれで事務の振り分けについては変わってくるかなと考えています。

(置田委員)

だから4、8、24でどの事務をどちらにするかは、事務局さんのほうで判断してもらって、資料を提示してもらっている。

(杉江会長)

そうですね。あと、今日皆さんからいろんな意見をいただいていますので、それを踏まえた上で振り分けて、あるべき姿というか、ただ単に数字だけを追っかけるのではなくて、住民の皆さんにとって、そして大阪の成長にとってどうあるべきかという観点で仕分けて、4であっても8であっても、ちょっと元のあれが違いますけど、24であったとしても、どういう形が大阪の副首都、将来にとって必要なのかという観点で整理はしたいと思っています。

ほか、いかがでしょうか。そしたら、次回までに今日いただいたご意見を踏まえて、区数に応じて変更した事務分担による区数シミュレーションを行わせていただきたいと思います。

次回に関しては、第2回の協議会で申し上げましたけれども、事務分担の具体的な仕分けについても協議をしたいと思っています。今言いました区数シミュレーションも併せて出していただいて協議をしていきたいと思っていますけれども、事務局それでいけますでしょうか。

(事務局：西島副首都推進局長)

今日いただきました意見の中で、4区ですとか、特に24区のところでご意見いただきましたので、そういうのを我々なりに整理した上で、会長にもご相談した上で、事務分担の一つのモデルみたいなのを考え出して、あとちょっとシミュレーション上の技術的な問題もありますので、それも含めて会長にご相談させていただいた上で、シミュレーションなり、それからもともと第2回でご指示いただいている事務分担のもう少し詳細なものをお示しさせていただきたいと思います。

(杉江会長)

はい、よろしくお願いします。あと、事務方の方でその整理はしていくのと、委員の皆さんの方でも、次回この区数のあり方と、また区割に関しても、議論を深めていきたいと思っていますので、その区割の案。これどこまでお示しいただけるのかって、ちょっとかなり深い議論にはなるかと思うんですけども、委員の皆様にもぜひ次回、その区数、またその区割り、今区数に関しては4、8、24ってあるんですけども、それに対する区割りの案についても、ぜひこの場でお示しをいただけたらなと。1つというわけではなく、複数でも結構ですし、4区案に対して1つ2つとかでも構いませんし、8区案に対して複数でも構いませんし、中で議論が収斂するようであれば1つでも結構です。24はそのまま24なんだと思いますので、そういう形で委員の皆さんにお願いしたいんですけども、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(杉江会長)

よろしくお願いいたします。それでは、次回に関しましては少し作業も入りますので、7月31日、再来週の金曜日に開催を予定したいと思っております。開始時刻や会議場所については事務局で調整をお願いいたします。この際、ほかに何かご意見、ご発言ございますでしょうか。

最後に、前回、府議会においては西野議長、市会においては梅園議長に、委員を推薦いただけていない交渉会派の方々に、改めてお声がけ、お取り計らいをいただくということにしておりました。その結果についてご報告をいただければと思うんですけども、まず、西野委員の方からお願いいたします。

(西野委員)

私の方から、自民党しかた幹事長、公明党の藤村幹事長、2人にお会いしましてお話をさせていただきました。なお、そのときには大阪府議会の会議規則でそれぞれの会派の議席数に応じて比例配分して、この委員の枠を割り当てて選定するというふうに書かれていますし、なお、この規定は前の、今回じゃなしに前回のときに自公がこれを入れると言って入れた規定ですよ。ですから自ら入れた規定と違う判断をされるというのはちょっとおかしいんじゃないですかということも申し添えながらお話をさせていただきましたけれども、残念ながら今回は推薦をいただけないということになりました。

(杉江会長)

ありがとうございます。梅園委員お願いいたします。

(梅園委員)

お疲れ様です。西野委員と同じく、私も市会事務局も通して、また各派幹事長会議でも、各派幹事長にお話もさせていただきました。もともと要望もありましたので、その要望を飲んでいただければなかなか推薦はできないという回答で、今回、市会のほうでもちょっと推薦はいただけないという形になっております。よろしくお願いいたします。

(杉江会長)

ありがとうございます。西野委員、梅園委員ありがとうございます。

議長のほうでも、交渉会派に働きかけていただいたんですけども、なかなか現時点で難しいということなんですけども、皆さん、この件について何かご意見、徳村委員。

(徳村委員)

今、西野委員から声をかけていただいたということで、私が側聞している内容は、公明会派藤村幹事長からは、委員数の割り当てを決めているだけで、委員推薦を義務付けているわけではないというようなご発言があったということなんです。今、西野委員もお話しされましたけれども、このことについては実は前々回、ちょうど2014年（平成26年）ですね、自民会派花谷さん、そして公明会派は清水さんからご提案があつて、これちょっと今ペーパーを読ませていただきますけど大阪府議会会議規則を変えました。というのは、議員の派遣等について125条、議会で議決した上で議員を派遣するということは定められているんですけどもその3番目、派遣する議員は各会派の所属議員数の比率によりこれを各会派に割り当てて選定すると。4番目、前項の規定は議会以外の者が設置する機関の委員等として議員を推薦する場合について準用するということで明記されたわけです。もう一度言います。平成26年、2014年、12年前に自民会派の花谷さん、そして公明会派の清水さんからのお願いでこういうふうに変わりました。ですから、別に委員推薦を義務付けているわけではないということは、少しこれに当たらないのではないかなということを指摘させていただきます。

また、自民党会派のしかた幹事長からは、都構想にそもそも反対であつて、賛成している人たちだけで勝手にしたらいい、というような発言があつたように聞いております。

そもそもですね、これ、法定協議会は、単なる協議会ではありません。勝手にみんなで集まって、腹藏なくペラペラ喋っているわけではありません。議会で議決されて、私たちは責任感をもって、ここに集い、発言をしているわけであります。そして、これは公開されています。

ですから、今、もし交渉会派の委員さん方、先生方、この私たちの議論をきっとお聞きいただいているものだと思います。本当に効率的な行政のあり方、子育てのあり方、そして未来の大阪を真剣に討議している場でありますので、ぜひ第4回目には、交渉会派の公明党、そして自民党の各委員には、ここにご出席いただきたいということを強く申し添えて、私からの発言とさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

(杉江会長)

ほか、ご発言はよろしいでしょうか。今こういう状況でありますけども、引き続き、今、徳村委員から発言がありましたように、この議会規則とかもありますので、引き続き交渉会派の皆さんに粘り強く働きかけていくということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(杉江会長)

そしたら、そういう形でさせていただけたらと思います。ほか、よろしいですか。

それでは、本日の議事は以上でございます。これで本日の協議会を終了いたします。どうもお疲れ様でした。